

# 鎌ヶ谷市緑の基本計画(案)

## 概要版

令和〇年〇月

鎌ヶ谷市

### 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、緑地の保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的として、緑地や緑化に関する将来像、目標、施策などを定める計画です。

緑の基本計画の策定により、以下に挙げるような効果が期待できます。

- ◇緑に関する市民のニーズに対して基本方針等を示すことで市民の理解を深められます。
- ◇市民の緑のまちづくりへの参加意識や機運が醸成されます。
- ◇望ましい緑の都市の実現に向けた指針となります。
- ◇計画の目標実現へ向けて各施策を進める関係機関との合意形成が促進されます。
- ◇重点的、効率的な事業の推進が可能となります。

### 策定の目的

前計画の策定から20年が経過し、地球温暖化、ヒートアイランド現象、大規模災害の発生、少子高齢化、都市緑地法などの緑地関連の法改正、生物多様性への配慮など、緑をとりまく環境や社会情勢が大きく変化しており、また、昨今では新型コロナウイルス感染症の拡大により、公園をはじめとした公共施設のオープンスペースが注目されています。

このような状況を踏まえ、本市の緑の現状と課題を整理した上で、緑をとりまく環境や社会情勢に対応した新たな緑の基本計画を策定するものです。

### 緑の定義

本計画では、鎌ヶ谷市のすべての緑を対象としています。なお、この「緑」には、樹木や草花などの植物だけではなく、それら樹木などの周辺の土地や空間も対象で、例えば庭の緑や街路樹、公園や広場、農地、樹林地、河川までも含む広い意味を持っています。

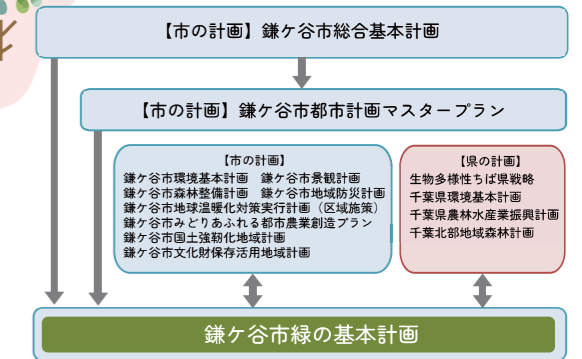
### 計画期間

令和5年度～令和16年度

### 対象区域

鎌ヶ谷市全域 (2,108ha)

### 計画の位置づけ

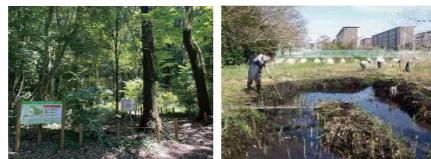


### お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 都市建設部 公園緑地課 みどり推進係  
〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号  
TEL: 047-445-1141 (代表)  
e-mail: midorisuisin@city.kamagaya.chiba.jp

### 今までの取り組み結果と課題について

鎌ヶ谷市の自然的・社会的条件の整理や、緑地及び緑被調査、市民意識調査の結果、また、これまでの取り組みの評価から、課題を整理します。



栗野地区公園の整備(第一期整備区域)

白旗緑地(螢の里)の整備及び保全



桜×鎌ヶ谷=魅力アップ事業による桜の植樹緑道(総合運動公園)の整備



駅前の緑化による良好な都市景観の形成



公園等サポーターによる市民参加の公園管理

自然観察会の実施

### 基本理念

昭和53年に制定した市民憲章では、『わたしたちは、自然と歴史を大切に、緑ゆたかなまちをつくりましょう。』と定めています。また、平成3年に制定した緑の都市宣言では、全ての市民が力を合わせて緑の都市とすることを宣言しています。

さらに、令和3年に策定した総合基本計画では、本市が目指す将来の姿(都市像)を『人と緑と産業が調和し未来へひろがる 鎌ヶ谷』としています。まちが一段とにぎわいを増していく中でも、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の人々が、住み慣れた地域の中で、安心して暮らし、学び、活躍するとともに、これまで受け継いできた緑を大切にしたいが込められています。

本市は、春には梨花が咲き、四季折々の自然に恵まれた緑あふれるまちです。

わたしたちの願いは、このうるおいやすらぎを与える緑を守り、自然につつまれた美しいまちなみのなかで住み続けることです。

こうした想いを込めて緑のまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

緑豊かな自然環境を次世代に残します

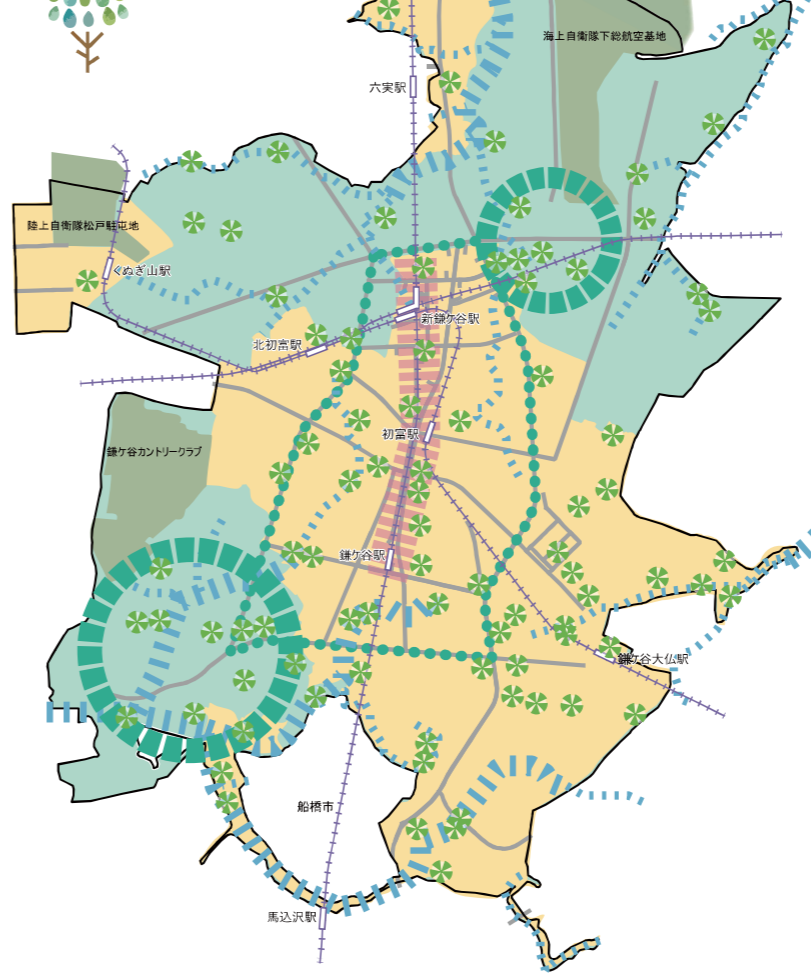
### 緑の将来像

緑のまちづくりの基本理念『緑豊かな自然環境を次の世代に残します』の想いから、目指すべき緑の将来像を『みんなが次の世代につなぐ緑豊かなまち』とします。

この将来像には、緑豊かな自然環境を次の世代に残すことがわたしたちの使命であり、子どもからお年寄りまでのみんながこれまで受け継いできた緑を大切に、次の世代につなげていくことで、誰もが幸せと希望を感じることのできる自然につつまれた美しいまちであり続けていく想いを込めています。

みんなが次の世代につなぐ緑豊かなまち

### 緑の将来像図



### 農地・樹林地・緑地ゾーン

農地、樹林地、河川を中心に広がる谷津の緑など豊かな自然環境が保全される地域です。

### 市街地緑化ゾーン

商業施設や住宅地が緑化され、生産緑地地区の農地や樹林地、公園等の緑とオープンスペースにより良好な生活環境が確保され、人々の生活と自然が共存し、緑豊かな住環境を形成する地域です。

### 都市軸

公園、駅前広場、道路及び商業地の植栽等により、魅力ある都市機能の充実を図ります。

※都市軸とは、市の中央部に位置する「新鎌ヶ谷駅」「初富駅」「鎌ヶ谷駅」の3駅周辺とその間を結ぶ街路等を利用した一連の空間です。

### 市街地外郭幹線

市街地外郭幹線を軸とした都市計画道路等の植栽、河川・水路により、樹林地、農地、緑の拠点やゾーンを相互に結びつけ、生物の移動経路の確保等を行うことで生態系のネットワークを形成します。

### 森とスポーツレクリエーションゾーン

緑に囲まれた中でスポーツやレクリエーションが楽しめる施設等が集まる場所です。

北部地区は、市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心とした多目的なスポーツ・レクリエーションが楽しめる総合的な公園と生物の生息環境として貴重な栗野地区公園や丸山台緑地が連なります。

南部地区は、ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム、市民の森、弓道場、アーチェリー場、中沢みんなのスポーツ広場、中沢目的グラウンド等スポーツ・レクリエーションが楽しめる公園等のほか、河川を中心に農地、樹林地が広がる谷津に、白旗緑地、螢の里等の水辺の生物の生息環境として貴重な場所も点在します。

### 緑の拠点

人々の様々な活動の場や生物の生息場所となる緑とオープンスペースは、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成など様々な機能があり、特徴的な緑や一定以上の規模の緑は地域の重要な拠点です。

### 1 自然的条件

### 2 社会的条件

### 3 緑地調査

### 4 緑被調査

### 5 市民意識調査

- 平成30年度市民意識調査
- 対象者 市内在住の18歳以上の市民3,000人 (無作為抽出)
- 期間 平成30年8月10日～8月31日
- 鎌ヶ谷市緑の基本計画に係るアンケート調査
- 調査対象者 市内在住の18歳以上の市民3,000人 (無作為抽出)
- 配布・回収方法 郵送
- 期間 令和2年12月18日～令和3年1月15日

- オープンハウス
- 実施会場 市役所ロビーでのパネル展示
- 期間 令和4年1月24日～令和4年1月26日
- 来場者数 計133人

### 6 現行計画の評価

### 7 課題の整理

上記の調査及び評価から、「緑の面積、配置に関する課題」「緑の機能ごとの課題」「公園等の管理に関する課題」「その他の課題」を整理します。

# 施策のまとめ



## 基本方針1 緑を知ろう

緑を次の世代に残していくためには一人ひとりが緑の持つ様々な機能を知り、緑の大切さを理解することが必要です。そのうえで、一人ひとりが緑を守り、活かし、つくる活動を広げていくことで緑を次の世代へとつなげていきます。

## 基本方針2 緑を守ろう

谷津をはじめ、農地、樹林地、河川など豊かな緑を保全します。また、農地は生産緑地制度、樹林地は助成制度などにより保全林やふれあいの森の保全を推進します。

## 基本方針3 緑を活かそう

身近な緑を適正に管理することで、緑の持つ効果を向上させます。また、人々が緑に関わる機会を増やすことで、誰もが緑の恩恵を受けられるようにします。

## 基本方針4 緑をつくろう

公園等を計画的に整備することで緑とオープンスペースを確保し、減りゆく緑地を補完します。公共施設は緑化を推進し、民有地は緑化を誘導します。

### 計画の目標

#### 緑地の確保目標

指標名	現状値 (令和2年度)	目指す方向性 (令和16年度)
緑被率	43%	➡
緑地面積 (施設緑地と地域制緑地の計)	224ha	➡

※緑被率とは、市全体の面積に占める緑被地の割合です。緑被地とは、緑で覆われた土地（樹林地、草地、農地、水面に大別）で、デジタル航空写真から判読して抽出し、面積を算出しています。  
※施設緑地とは、都市公園及び公園に準じる機能を持つもの（ふれあいの森、児童遊園、グラウンドなど）で、地域制緑地とは法律等（生産緑地地区や河川など）により緑としての土地利用が担保されているものです。

#### 都市公園の整備目標

指標名	現状値 (令和2年度)	目指す方向性 (令和16年度)
市民一人当たり 都市公園面積	3.3㎡/人	4.1㎡/人

※市民一人当たりの都市公園面積を3.3㎡/人から4.1㎡/人に増やすには、令和2年度の都市公園面積35.9ha(359,227㎡)から約7.0ha(70,000㎡)、およそ東京ドーム(4.7ha)の1.5倍の面積を整備する必要があります。

No.	施策名	内容	具体的な取り組み
1-1	緑に関するPR	広報、ホームページ及びSNSを活用するとともに様々な機会を通じて、緑に関する情報やイベント情報について、こどもにも親しみやすく、緑に関心を持ちやすい内容を本市が発信することで、緑を大切にす気持ちを高めます。	▶緑の基本計画の周知 ▶緑の持つ機能の周知 等
1-2	環境学習の実施	緑の大切さと緑への関心を高めるきっかけとして、子どもから大人まで様々な世代の人が参加できる緑の環境学習を実施します。	▶環境講座や環境フェアの実施 ▶学校教育における環境学習 等
1-3	ボランティア体制の支援	緑に関するボランティア活動等を支援し、市民と協働で緑化や保全に取り組みます。	▶公園等サポーターの支援 ▶緑化活動団体の支援 等
2-1	樹林地の保全	都市公園及びふれあいの森の樹木を計画的に維持管理し、健全な樹木を保全します。また、民有地の樹林地は土地所有者の協力を得ながら、良好な樹木を保存樹木又は保全林として指定します。	▶計画的な管理に基づく樹木の適正管理 ▶樹木の診断 等
2-2	緑と一体となった文化財の保全	豊かな緑と一体となった文化財を保全しつつ、市内に残る自然環境を状況把握する調査を実施し、その結果をもとに保全の方策を検討します。	▶文化財保存活用地域計画に基づく自然環境保全の方策を検討 等
2-3	水環境の保全	多様な植物や生物の生息地だけではなく、緑のネットワークとしての機能を担う河川や谷津等の豊かな水環境を保全します。	▶市民提案協働モデル事業 ▶大柏川第二調節池の整備 等
2-4	白旗緑地（蛩の里）の保全	蛩の生息が確認されている白旗緑地（蛩の里）は、自然のままに生息する環境を作るための整備を進めます。また、ビオトープ活用検討会議に諮りつつ、環境学習の場としても活用を図ります。	▶白旗緑地（蛩の里）の整備 ▶学校教育における環境学習 等
2-5	雨水の地下浸透化	公共施設、道路、駐車場及び宅地での雨水流出抑制を図り、緑の水源の涵養や水害の軽減を図ります。	▶浸透樹モニター ▶透水性舗装（大地の呼吸の復活） 等
2-6	農地の保全	都市農業の安定的な継続を図るため、多面的な機能を有する農地を保全します。	▶市民農園制度等の活用による農地の保全 ▶鎌ヶ谷市なし赤星病防止条例の遵守 等
2-7	農業の支援	県内屈指の梨の生産地となる本市の農業を安定して経営できるよう次代を担う後継者や担い手の確保と育成を図ります。また、梨やぶどう等の観光農園や直売所を奨励、朝市やイベント等で農産物の販売を通して市民がふるさとの農業に親しみをもつようにします。	▶農業青少年クラブ会員相互の連携 ▶観光農園や直売所を奨励 等
2-8	様々な主体による緑地の管理	市民をはじめとする様々な団体と、緑地の協働管理を継続し、新たな管理方法として指定管理者制度やPark-PPF1等の導入を必要に応じて検討していきます。	▶社会福祉協議会による都市公園の管理 ▶NPO団体による緑地の管理 等
2-9	開発行為等に伴う緑化	宅地造成の開発行為等については、みどりの条例及び開発指導要綱に基づく緑化を誘導することで、元々ある緑の減少を軽減させ、地域の緑化を促進します。	▶開発行為等の緑化誘導
2-10	都市公園の防犯対策	都市公園内の植栽の適切な管理等により、都市公園利用者の安全性向上及び迷惑行為等の抑制を図ります。	▶防犯カメラの設置 ▶都市公園内の死角を軽減する剪定 等
3-1	計画的な都市公園施設の維持管理	本市の都市公園の多くは供用開始から多くの年月が経過しているため、予防保全の観点から計画的な管理を継続し、誰もが安心して利用・活用できるように取り組みます。	▶遊具の法定点検 ▶公園施設長寿命化計画の改訂 等
3-2	都市公園の再整備	既存の都市公園の個性や特徴を活かし、魅力の向上や地域の活性化を図るため、都市公園の再整備に取り組みます。	▶貝柄山公園にある池の水質改善の検討 ▶市制記念公園の桜の更新
3-3	都市公園の防災機能向上	都市公園における避難場所、火災の延焼防止、復旧の活動拠点、仮設住宅地等の多様な防災機能を向上させ、災害時に活用できる場の確保を図ります。	▶災害時の仮設住宅の建設候補地 ▶避難場所としての活用 等
3-4	新たな日常や新しい生活様式に合わせた都市公園の活用	新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛や活動制限の中、運動不足や精神的なストレスを解消する屋外の貴重なスペースとして都市公園の価値が再認識されています。社会の変化に伴う多様なニーズに応じて柔軟な活用を検討します。	▶イベントや情報の発信（再掲）
3-5	都市公園のルールづくり	都市公園の利用者や近隣住民、自治会と連携し、既存の統一したルールにとらわれない、地域ニーズに対応した柔軟な都市公園の利用等のルールづくりを検討します。	▶都市公園のルール検討
3-6	駅前広場の緑化	鎌ヶ谷市の顔となる駅前については、更なるイメージアップを図るため、駅前広場に四季折々の草花を植栽するとともに、樹木等の適切な維持管理を継続し、快適な景観を形成します。	▶駅前広場の植栽 ▶樹木等の維持管理
3-7	都市軸の景観形成	鎌ヶ谷市のシンボル空間となる都市軸において、魅力ある景観形成の充実を図ります。	▶桜の保全 ▶景観条例施行 等
3-8	公共施設の緑化	ゴーヤ等を使った緑のカーテン、季節に即した緑の植栽等により公共施設の緑化を進め、樹木や草花を適正に保全し、公共施設の景観を保ちます。	▶市庁舎の緑化 ▶小中学校の緑化 等
3-9	児童遊園の充実	子ども達にとって身近な魅力ある遊び場となる児童遊園とするため、土地所有者や自治会等の地域住民と協力して適切な管理に努めます。また、施設の計画的な改修を行って、環境の整備及び利用者の安全確保を図ります。	▶児童遊園の適切な管理 ▶児童遊園の改修
3-10	緑と一体となった文化財の活用	緑と一体となった文化財に親しみ環境を作るため、文化財保存活用地域計画に基づいた整備や活用を進めます。	▶国登録有形文化財辻谷家住宅と屋敷林の整備と活用 ▶南部公民館隣接の林の整備と活用 等
3-11	スポーツ施設の充実	既存のスポーツ施設については、定期的な点検及び改修等を実施し、施設の適切な維持管理に努めるとともに、中沢みんなのスポーツ広場や多目的グラウンド等、誰でも気軽に使用することができるようにします。	▶定期点検及び改修等の実施 ▶誰でも気軽に使用することができる運動施設の整備
3-12	ビオトープの整備	生物の生息空間を確保し、生物とふれあえる機会を創出するため、ビオトープの保全や活用を努めます。	▶白旗緑地（蛩の里）の整備（再掲） ▶ワクワクビオトープの整備 等
3-13	伐採木の活用	果樹園から発生する剪定枝を利用した堆肥・チップの市民向け販売及び配付を行うとともに、剪定枝をチップ化した家畜用費用吸着剤としてのリサイクルを進めます。都市公園の伐採木や剪定枝について、環境に配慮した資源の有効活用について、検討していきます。	▶果樹園の剪定枝をリサイクル ▶都市公園の伐採木について有効活用の検討
3-14	民間団体による緑地の活用	緑地保全・緑化推進法人制度（みどり法人制度）を活用し、意欲のある民間団体を緑地保全・緑化推進法人に指定し、きめ細やかな緑地保全・創出策を進めることについて、必要に応じ検討します。	▶市民緑地認定制度の導入検討
4-1	森とスポーツ・レクリエーションゾーンの形成	北部地区は、森と公園やスポーツ施設等を中心とした一連の区域を計画的に整備します。南部地区は、農地、樹林地、緑地等の保全やスポーツ施設等との連携強化を図ります。	▶森と公園やスポーツ施設等を中心とした総合的な公園の整備内容を検討 等
4-2	都市公園の整備	自然を感じる憩いの場、散策や動植物等の観察を通した自然体験、環境学習の場等、市民に潤いややすらぎをもたらす空間としての公園整備を進めます。	▶緑道等の整備 ▶栗野地区公園の整備（再掲） 等
4-3	暮らしに身近な公園の整備	暮らしに身近な公園は、地域の暮らしに潤いややすらぎをもたらす空間として、整備を図るとともに、地域住民のニーズに対応した公園としての検討も併せて行います。	▶仮称3号街区公園の整備 ▶大津川緑道の整備 等
4-4	ふれあいの森の整備	ふれあいの森は、市街化区域に残された貴重な樹林地であり、緑を感じる憩いの場として保全するため、都市公園としての整備を進めます。	▶鎌ヶ谷一丁目ふれあいの森の整備 ▶丸山三丁目ふれあいの森の整備
4-5	東京10号線延伸新線跡地の活用	北初富駅から新鎌ヶ谷駅までの東京10号線延伸新線跡地は、公共施設等を結ぶ緑のネットワークを実現するために緑道等として整備します。	▶緑道等の整備（再掲）
4-6	誰もが利用できる都市公園整備	都市公園を整備する際には、高齢者や障がいのある人が安全に安心して利用できる都市公園の整備に取り組みます。	▶ユニバーサルデザインの導入 ▶インクルーシブデザインの導入検討
4-7	河川沿いの緑道整備	市民の憩いや水辺のふれあいの場となるよう、管理用通路の緑化等について検討します。	▶管理用通路の植栽帯整備（二和川拡幅予定地） ▶大柏川第二調節池の整備（再掲） 等
4-8	道路植栽の整備（緑のネットワーク）	都市計画道路の整備に合わせ、道路幅員に応じた街路樹や植栽帯を整備し、快適な道路景観の形成を推進します。また、樹林地、農地、緑の拠点等を相互に結びつける緑のネットワークを形成します。	▶新鎌ヶ谷西側地区都市計画道路整備事業

